

東海地域からの「国家戦略特区」への提案
(愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・名古屋市・静岡市・浜松市)

【連絡先】 愛知県知事政策局企画課 主幹(企画) 水野達也
TEL: 052-954-6088 090-9188-5285 e-mail: tatsuya_mizuno@pref.aichi.lg.jp

アグリ・フロンティア創出特区

(特区のエリア: 愛知県・岐阜県・三重県・静岡県の全域)

<提案のニーズ・背景>

当区域は、都市部と農村部が比較的近接しており、平成21年農地法改正後の農業への参入法人数は、都道府県順位で見ると静岡県が第1位、愛知県が第3位、農商工連携促進法に基づく計画認定件数は、同じく愛知県が第1位、岐阜県が第3位、静岡県が第5位、6次産業化・地産地消法に基づく計画認定件数は、同じく愛知県が第9位、三重県が第16位といずれも全国上位にある。
本提案は、農業への企業活力の導入や農業者自らが農産物を食材として提供する農家レストラン等の6次産業化を一層促進することなどにより、民間の創意工夫を最大限に引き出し、“マーケットイン”の発想に基づく新たな事業展開や雇用を生み出す農業の開拓者(アグリ・フロンティア)を創出し、農業・農村全体の所得向上と農業の成長分野への転換を図ろうとするものである。

1 企業活力の導入による農業の活性化

プロジェクトの内容	企業が持つ経営、商品開発、販売等に関するノウハウを農業生産法人に取り入れることを促進するため、農業生産法人の構成員要件及び役員要件を緩和する。また、農業生産法人等の資金調達の可能性を拡大するため、中小企業信用保険制度を農業にも適用することとし、農業生産法人の事業展開や経営の発展を支援するなど、企業活力の導入による農業の活性化を図る。
想定される実施主体	既存の農業生産法人、新たに設立されようとする農業生産法人、農業参入しようとする株式会社等
プロジェクトの実施のために必要な措置	
ア 農業生産法人に関する要件緩和	
概要	農業生産法人について、構成員要件を見直して法人を構成する企業の出資制限を緩和するとともに、役員要件を緩和することにより、企業出身者等の法人経営への参画を促進する。
具体的提案	●農地法の特例 農業生産法人における構成員要件については、原則として農業関係者が総議決権の3/4以上、継続的取引関係者は総議決権の1/4以下とされているが、この要件を緩和し、農業関係者が総議決権の1/2以上、一般企業等(継続的取引に限定しない)は総議決権の1/2未満とする。 同じく役員要件として、理事等の過半が、農業に常時従事(年間150日以上)し、かつ、その過半の理事等が農作業に一定期間(年間60日以上)従事することとされているが、農業に従事する理事等の常時従事日数を緩和(例:年間50日以上)する。
該当法令等	農地法第2条第3項、農地法施行規則第8条、第9条
イ 企業の農業参入に関する要件緩和	
概要	農業参入法人もしくは農業参入を目指す法人について、現在認められていない農地所有を可能とするとともに、企業によるアグリビジネスの展開を支援する。
具体的提案	●農業参入企業への農地所有権の付与 農業参入法人が、農業に参入する際に農地を所有しようとしても、農地法で所有が規制され、借入れしか認められていない。そのため、農業参入企業が無農薬栽培や有機栽培など高付加価値化に取り組もうとしても、地権者の意向により制約を受けたりするケースがままある。 農業参入法人の営農目的での農地所有を認め、企業による農業参入をさらに促進し、農業の国際競争力を高めていく。
該当法令等	農地法第3条第2項
その他特記事項	一般法人の農業参入に対する規制緩和は、新たな農業の担い手として、耕作・活用農地の大規模化と耕作放棄地の解消など、農業の産業化を促進するものである。

ウ 中小企業信用保険制度の適用拡大

概要	信用保証協会が行う中小企業信用保険制度を農業にも適用することができるようにし、農業生産法人や農業参入企業等の資金調達の可能性を拡大する。
具体的提案	●中小企業信用保険制度の適用拡大 農業生産法人や農業参入企業等が、銀行等の融資機関から資金を調達しようとする場合、中小企業信用保険制度で農業が対象とされていないことから、信用保証協会から債務保証を受けることができない。農業生産法人等の資金調達の可能性を拡大するため、中小企業信用保険制度を農業にも適用する。
該当法令等	中小企業信用保険法第2条、中小企業信用保険法施行令第1条

エ 農業振興に資する施設の農用地区域の除外・転用要件の緩和

概要	農業振興地域の整備に関する法律の規定により、土地改良事業終了8年未経過の場合などについては、農業振興に資する施設であっても農業振興地域整備計画の変更ができないため、設置ができない現状にある。
具体的提案	企業型の農業経営を行うに当たっては、事務所・駐車場等の設置とともに、6次産業化関連施設、植物工場等の建築物の設置が必要であるため、農業参入する企業・農家の事務所や6次産業化関連施設、植物工場等について、農用地区域からの除外及び転用要件を緩和する。
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農地法第4条第1項、第5条第1項
その他特記事項	農地の転用、除外に関する規制緩和は、農業の産業化を促進するとともに、国際競争力を有する農業の育成に寄与するものである。

2 農家レストラン等を活用した6次産業化の促進

プロジェクトの内容	都市と農村が比較的近接している当地域の特徴を踏まえ、農業者自らが農産物を食材として提供する農家レストランをはじめ、創意工夫を活かしたサービスを提供しようとする意欲ある活動をバックアップすることにより、6次産業化を促進する。
想定される実施主体	農業者等

プロジェクトの実施のために必要な措置

ア 農地利用規制の特例措置

概要	農業者が自ら生産した農産物を提供する農家レストランや農家民宿、農産物加工所など、農業の6次産業化に資する施設の設置について、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、農地法及び都市計画法で立地が制限されている市街化調整区域内での特例措置を講じる。
具体的提案	●農振法・農地法の特例 農振法では、主として農業者自らの生産物やそれらを使用した加工品の販売施設は農業用施設とされ、農地法ではこれに要する農地を転用することについて許可相当と判断されている。 収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等についても、同様に農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。 また、農用地区域に設置できる農業用施設として立地可能な加工施設・販売施設は、当該施設を設置する農業者が自ら生産した農産物を5割以上使用することが要件となっていることから、施設が設置される同一市内（町内）において農業者により生産される農産物を5割以上使用することに要件緩和する。 ●地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく都市計画法の特例 都市計画法の特例として、市街化調整区域内の農産物販売施設の整備に係る開発許可等については、都道府県知事が同意するときに限り、開発審査会の議を経ることを不要としている。 収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等の整備についても、地域の実情に応じた運用ができるようにする。
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条8項、第14条、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第2条、六次産業化・地産地消費施行令第二条の規定に基づき農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設を定める告示

イ 農業用施設用地への税制優遇

概要	贈与や相続が発生した場合における農家レストラン等事業の継続を確保するため、事業に供される用地について租税特別措置法の特例措置を適用する。
具体的提案	●租税特別措置法の特例 租税特別措置法では、納税猶予が受けられる農地は「耕作できる部分」に限定されているが、農家レストラン等の農業用施設用地についても納税猶予が受けられるようにする。
該当法令等	租税特別措置法第70条の4

ウ 農事組合法人の事業要件の緩和

概要	集落営農組織の法人形態として多い農事組合法人が行うことができる事業は、農業協同組合法の規定により、農業の経営や農業に関連する事業であって自己の生産した農畜産物を原料または材料の大半に使用する製造または加工などに限定されている。 このため、この事業要件を緩和し、生産した農畜産物以外に獣肉など地域資源を有効活用するレストランや宅配給食事業などを農事組合法人の形態のまま運用できるようにする。
具体的提案	6次産業化を進める農事組合法人の事業要件の緩和
該当法令等	農業協同組合法第72条の8

3 農業と都市の調和による都市構造の構築

プロジェクトの内容	一定エリアにおいて、営農意向者の農地を集約し、攻めの農業への転換を図るとともに、必要な都市的土地利用を進めることで、農業と都市の調和を図る。
想定される実施主体	市町村

プロジェクトの実施のために必要な措置

農用地の交換分合に係る規制の特例措置

概要	現在、市街化調整区域（農業振興地域）において、その一部を、新インターチェンジ等の大規模社会資本整備に伴い都市化（市街化区域編入）する必要がある場合、都市化エリアは国交省系事業の土地区画整理事業により市街化区域編入し、残された部分は、引き続き、市街化調整区域として営農エリア（必要に応じて農水省系事業の土地改良事業等にて土地の交換分合）とするのが一般的だが、現行制度では、双方のエリア間で土地交換をすることができない。 ゆえに、営農意向者は営農エリアに、都市化意向者は都市化エリアにと、地権者の将来土地利用意向と、整備後の土地利用を合致させるには、まず、市街化区域編入前に農振法における交換分合をした上で整備事業に移ることとなるが、農振法における交換分合は、地権者同士、1対1の等価交換等を成立させる必要があることから、対象者数によっては膨大な時間を要し、激しい社会情勢変化に対応した円滑な事業展開が図られないなどの課題がある。また、3割を超える除外はできない。 よって、それぞれの意向に合わせた土地利用エリアへの交換分合を、整備事業区域外も含め可能とすることにより、後継者不足等により、農業継続が困難な地区においても、営農意向者の農地を集約することで、攻めの農業への転換を図るとともに、一方、必要な都市的土地利用を進め、農業と都市の調和を図る。
具体的提案	●農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法の特例 整備後の法的位置づけ（国土交通省：都市計画法における市街化区域、あるいは農林水産省：農業振興地域の整備に関する法律における農業振興地域等）に捉われず、交換分合にあたっては、総合的な事業として実施できるよう、新たな制度を確立する。（例：都市化エリアと農的エリアのツイン交換分合事業）
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第13条の2第1項（線引き関連交換分合）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第6条第2項、都市計画法第7条（区域区分）
その他特記事項	線引き関連交換分合の場合、当該交換分合に係る土地のうち当該変更により農用地区域から除外しようとする土地の面積の合計が、当該交換分合に係る土地のうち、その変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地及び当該変更により新たに農用地区域として定めようとする土地の面積の合計のおおむね3割を超えないよう交換分合計画を定めなければならない（規則第6条）が、その面積制限についても弾力的な運用を求めたい。

4 畜産における大規模・効率経営の実現

プロジェクトの内容	畜産経営の大規模化や効率化を図る上での基盤となる畜舎の計画的かつ円滑な建築の推進を通じ、産地競争力の向上と安全で安心な畜産物の安定供給体制の整備を図る。
想定される実施主体	畜産事業者（肉用牛、酪農、養豚、養鶏）
プロジェクトの実施のために必要な措置	
大規模で効率的な畜産経営を促進するための畜舎等の建築基準等の緩和	
概要	畜舎を建設する際の構造基準や防火基準等建築基準については、これまでも、国土交通省告示などにより一部緩和が行われてきているものの、依然として、畜舎建設コストの増加要因となっていることから、畜産事業者の経営発展のため、これらの基準等の一層の緩和を図る。
具体的提案	建築物の安全基準等を定めている建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要、また、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、これら建築基準等の緩和を図る。
該当法令等	建築基準法第20条第1項第2号、第25条

日本経済再生に向けた効果	<p>これらプロジェクトの実施により、下記の「日本再興戦略」の成果目標（KPI）の達成に貢献できる。</p> <p><戦略市場創造プラン テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 ①世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される ◆2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状1兆円）とする ◆今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増
--------------	--